

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条 第1項に規定する説明書類

平成23年11月14日
静岡県信用漁業協同組合連合会

当連合会は、漁業者及び水産業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む漁業者、水産業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」という。）に基づき、当連合会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

記

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当連合会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込に対する、柔軟案対応
2. お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組の支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込に対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
6. 当連合会の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、後掲資料をご参照ください。

また方針の全文については、平成22年1月28日より当連合会ホームページ及び業務部・各支所店頭においても公表しております。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

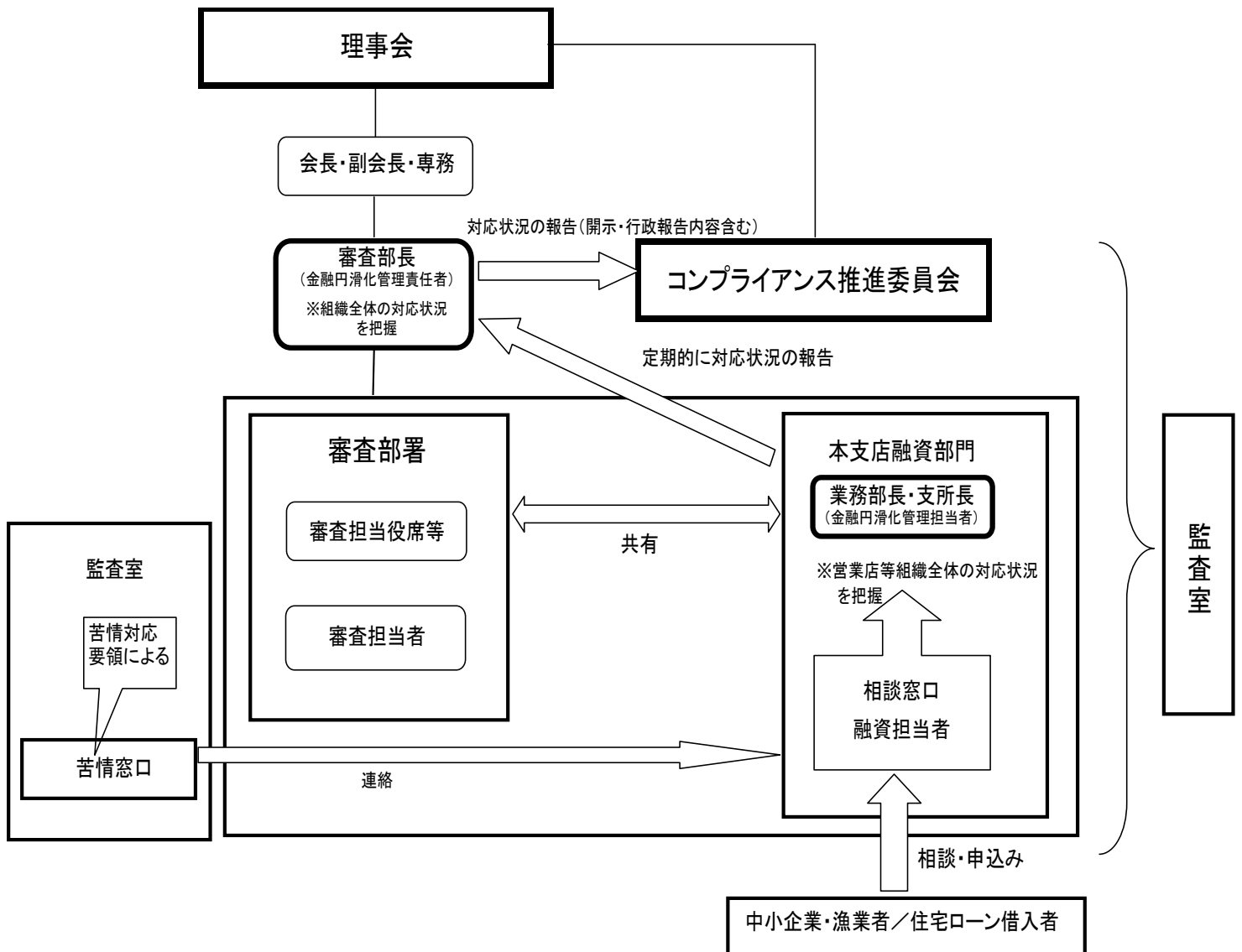
当連合会では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 会長以下、関係役員、部長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、当連合会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会に報告することとしています。
- (2) 審査部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各営業店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしています。
- (4) 各営業店等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行なうための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるとご相談の窓口を審査部に設置しているほか、各営業店においても承っております。
- (2) お客さまからの当連合会の金融円滑化にかかると措置に対する苦情については、監査室に受付窓口を設置しております。また各営業店等で苦情を受け付けた場合には、当連合会所定の手続きに従って、速やかに監査室に連絡し監査室と各営業店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

本連合会における苦情相談窓口の概況図は下記資料のとおり



第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

本部と営業店が連携しお借入条件の変更を行なったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に確認するとともに必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行なう等お客さまへの支援について真摯に取り組めます。特に漁業者のお客さまに関しては、各漁協の指導部門とも連携し、経営相談等を行なう体制を整備してまいります。また経営相談、経営改善、再生のための支援能力向上のため、当連合会職員に対し必要な研修、指導を行なってまいります。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別表2のとおり

金融円滑化にかかる基本的方針

当静岡県信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当連合会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し中小企業者等金融円滑化法の趣旨を周知徹底することにより、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当連合会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 水産業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当連合会は、中小企業者から特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第26項に規定する特定認証紛争解決手続をいう）の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業

者より当該特定認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かの確認があった場合には、当該中小事業者の事業についての改善または再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、出来る限り、当該特定認証紛争解決手続の実施の依頼をするよう努めてまいります。

- (3) 当連合会は、中小事業者であつて株式会社企業再生支援機構法第26条の第1項に規定する対象事業者（以下この項において「対象事業者」という）に対して有する債権について、株式会社企業再生支援機構から同条第1項に規定による同項に規定する買取申込等の求めがあった場合には、当該対象事業者の事業についての改善または再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、出来る限り、これに応じるように努めてまいります。
- (4) 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 会長以下、関係役員及び部長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 当連合会は審査部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各営業店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

- 7 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

別表 2

法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末		平成 22 年 3 月末		平成 22 年 6 月末		平成 22 年 9 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2	25	2	25	6	68	7	80
うち、実行に係る貸付債権の額	1	13	2	25	5	47	6	68
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	12	0	0	1	20	1	12
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0

(金額単位：百万円)

	平成 22 年 12 月末		平成 23 年 3 月末		平成 23 年 6 月末		平成 23 年 9 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	11	96	12	114	15	167	16	182
うち、実行に係る貸付債権の額	11	96	12	114	15	167	15	167
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	1	14
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。